

第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務

改 正 後

改 正 前

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

(平成 年分)

氏名

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。
変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは「変動所得・臨時所得の説明書」を参照してください。）。

申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩（申告書第三表（分離課税用）は⑦）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

1 変動所得・臨時所得の金額

変種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額	所得金額(青色申告者は青色申告用紙の金額)(①-(②)-(③))
動	円	円	円	円
所				
本年分の変動所得の合計額				①
得	① のうち 雜所得に係る金額	②		
臨種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額	所得金額(青色申告者は青色申告用紙の金額)(①-(②)-(③))
時	円	円	円	円
所				
本年分の臨時所得の合計額				③
得	③ のうち 雜所得に係る金額	④		

1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。

2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

2 平均課税の税額の計算等

変平均額	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円
所の得計の算	(2) (1)以外の場合	前年分に変動所得の金額 (上の①の金額)	⑥	
平	均	課税対象金額 (⑤ + ⑥)	⑦	
課	税	さ	れ	る
所	得	金	額	⑧
調	整	所	得	金
所	得	金	額	額
得	金	額	額	(1,000円未満の端数切捨て)
金	額	額	額	(9)-(8)× $\frac{1}{5}$
額	額	額	額	⑩
額	額	額	額	(1,000円未満の端数切捨て)
額	額	額	額	(9)-(10)
額	額	額	額	⑪
額	額	額	額	(1,000円未満の端数切捨て)
額	額	額	額	(9)× $\frac{1}{5}$
額	額	額	額	⑩
額	額	額	額	(9)-(10)
額	額	額	額	⑪
税	調整所得金額⑩に対する税額	⑫		
額	平均税率	⑬	%	
の	特別所得金額⑪に対する税額	⑭	円	
計	税額の計	(⑫ + ⑭)	⑮	

○ 次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④ に金額のある場合 (上の④の金額)	⑯	円
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	⑯	
	(3) (1)、(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	⑯	
	(4) (1)、(2)、(3)以外の場合…申告書B第一表の「その他」欄の⑩は書きません。		

○ この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

(平成 年分)

氏名

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。
変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（本年分の変動所得の金額が前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額）が本年分の所得金額（分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。）の20%以上である場合に適用できます（詳しくは「変動所得・臨時所得の説明書」を参照してください。）。

申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩（申告書第三表（分離課税用）は⑦）までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

1 変動所得・臨時所得の金額

変種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額	所得金額(青色申告者は青色申告用紙の金額)(①-(②)-(③))
動	円	円	円	円
所				
本年分の変動所得の合計額				①
得	① のうち 雜所得に係る金額	②		
臨種目	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額	所得金額(青色申告者は青色申告用紙の金額)(①-(②)-(③))
時	円	円	円	円
所				
本年分の臨時所得の合計額				③
得	③ のうち 雜所得に係る金額	④		

1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。

2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

2 平均課税の税額の計算等

変平均額	(1) 前々年分又は前年分に変動所得があった場合	前々年分の変動所得の金額	⑤	円
所の得計の算	(2) (1)以外の場合	前年分に変動所得の金額 (上の①の金額)	⑥	
平	均	課税対象金額 (⑤ + ⑥)	⑦	
課	税	さ	れ	る
所	得	金	額	⑧
調	整	所	得	金
所	得	金	額	額
得	金	額	額	(1,000円未満の端数切捨て)
金	額	額	額	(9)-(8)× $\frac{1}{5}$
額	額	額	額	⑩
額	額	額	額	(1,000円未満の端数切捨て)
額	額	額	額	(9)× $\frac{1}{5}$
額	額	額	額	⑩
税	調整所得金額⑩に対する税額	⑫		
額	平均税率	⑬	%	
の	特別所得金額⑪に対する税額	⑭	円	
計	税額の計	(⑫ + ⑭)	⑮	

○ 次の該当する欄を書いてください。

変動・臨時所得金額	(1) ④ に金額のある場合 (上の④の金額)	⑯	円
	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	⑯	
	(3) (1)、(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	⑯	
	(4) (1)、(2)、(3)以外の場合…申告書B第一表の「その他」欄の⑩は書きません。		

○ この計算書は、申告書と一緒に提出してください。